

# 令和7年4月1日より、 JR運賃 精神障害者割引制度が開始されます。

この割引をご利用するためには、**顔写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の記載が必要**です。

下記をご覧の上、ご記載を希望される方は、お住まいの市町窓口にお申し出ください。

## 対象者

旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額「**第1種**」又は「**第2種**」の記載がある精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳「**1級**」

第2種：精神障害者保健福祉手帳「**2級・3級**」

※**割引対象となる手帳**は、下記の通りです。

①第1種又は第2種の記載がある手帳

②有効期限内の手帳

③**顔写真が貼付されている手帳**

顔写真が貼付されていない手帳をお持ちの方は、お住まいの市町窓口にお問い合わせください。

## 精神障害者保健福祉手帳への記載について

**記載を希望する方**は、精神障害者保健福祉手帳をご持参の上

お住まいの市町窓口にお申し出ください。

お手持ちの手帳に「第1種」又は「第2種」のスタンプを貼付します。

精神障害者保健福祉手帳の新規申請又は更新の手続きをしていただくと「第1種」又は「第2種」の記載がある手帳をお渡しします。

## 割引制度に関する問い合わせ

JR以外の鉄道会社も割引制度が始まります。

内容につきましては、利用する各鉄道会社に直接お問い合わせください。



〈JR 日本旅客鉄道株式会社〉



〈阪神電気鉄道株式会社〉 〈阪急電鉄株式会社〉 〈山陽電気鉄道株式会社〉 〈神戸電鉄株式会社〉

## お問い合わせ先

内容	兵庫県が交付した手帳をお持ちの方	神戸市が交付した手帳をお持ちの方
手続きに関する事	お住まいの市町窓口	神戸市お問い合わせセンター 0570-083330 または 078-333-3330 年中無休 8時～21時
手帳の制度に関する事	兵庫県精神保健福祉センター 078-252-4980	神戸市精神保健福祉センター 078-371-1900

ホームページは  
こちら→

